

6/1より特定商取引法(動画等のサービスを定額料金で提供するサブスクや化粧品の通販等を規制)が改正され、消費者が誤認する恐れがある表示が禁止に！ただし、クーリングオフは適用されません。

「国交省は建設業法に基づく技術者制度の見直し方針を固めた。ICT(SNSやメールチャット等の情報通信技術)を活用した遠隔での施工管理で監理技術者等を建設現場に専任(常駐)で配置する事を義務付けていた現状を変更する兼任可能制度を新設する…」等の動きが4/28付の建設工業新聞で報じられました。中でも地方の中小建設業者に関係がある項目は…①専任配置が必要な工事の請負額を現行の3500

万円(建築一式のみ7000万円)以上→4000万円(8000万円)以上②特定建設業の監理技術者の配置が必要な合計下請金額を現行の4000万円(6000万円)以上→4500万円(7000万円)以上③施  
工管理技士の技術検定の受験資格は学歴差を無くし一定の年齢以上で認め④1級は1級技士補として一定規模以上の工事で実務経験3年、2級は2級技士補として実務経験3年を基本要件とする…等で、対応可能な事項から随時具体化していく方針だそうです。

「Ⓐ正社員の個人事業主化で生産性↑=自由な働き方で収入も3割↑=企業の生き残り策で国の成長戦略の柱」。一方で「Ⓑ名ばかりの自由と低報酬=過労死ラインを超える長時間労働=フリーランスの悲痛な叫び…」との番組が最近NHKで放映されました。Ⓐの先進例として健康機器メーカーのタニタ、Ⓑの具体例として宅配ドライバー等が取り上げられていましたが、東京の社労士事務所には「社員をフリーランスに切り替えて経費を削減したい」との相談が増えている



最賃・残業年休・社保

フリーランス

労働法の規制なし

といいます。なぜか？14年前のリーマンショックで派遣切りや雇い止めが横行し“年越し派遣村”が耳目を集めました。その結果非正規労働者にも労働法制の保護の網がかけられるようになりましたが、新型コロナでこうした保護が不要なフリーランスの活用を企業は考えるようになり「新しい資本主義」を掲げる政権も後押しするようになった…との事で、今や『世界最大の労働問題』になってきたといいます。



当事務所では毎週金曜日の朝 9~10 時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。

豆ニュースを色付けしてメールでお送りする事ができます。office@nishiuma.sakura.ne.jpへお客様の事業所名のみご返信下さい。なおバックナンバーを西馬事務所HPで見る事もできます。